

名古屋



〒456-0031

名古屋市熱田区神宮四丁目4番5号

☎ 052(671)6211(代)

FAX 052(671)6214

社会福祉法人

名古屋手をつなぐ育成会 印刷・発行

発行責任者 理事長 山岸 梅治

ホームページ URL <https://nagoyaikuseikai.or.jp/>



特集

市長要望回答



「秋の旅行は宇宙？」

令和3年度市長要望に対して回答をいただきました

令和3年8月11日、来年度の名古屋市施策推進に向け実施した、名古屋手をつなぐ育成会の市長要望に対して、11月2日名古屋市健康福祉局障害企画課長名で回答書をいただきました。

今回の要望書は、コロナ禍で様々な自粛生活を強いられ一堂に会する機会が少ない中、会員の皆さまの声をまとめて作り上げました。

この要望書の回答は全文を掲載させていただきました。12月中旬からは各区の区長懇談会を実施する予定です。この回答書を元に区長懇談会も充実したものにしていきたいと思います。

R3要望	R3回答
I 権利擁護の推進、「共生社会」の実現への体制整備推進	
1 年金受給者の拡大	
I-1 年金を受給する立場から障害基礎年金の対象を、所得が市民税非課税の軽度知的障害者まで拡大を図るよう、引き続き国へのはたらきかけをお願いします。	年金制度のあり方については、費用を負担する立場、年金を受給する立場などからいろいろな意見、考え方があるところですが、本市は、無年金者を生じさせないなど、市民の年金権を守るという観点から、他の政令指定都市と共同で国に対して制度の改善を要望しているところです。
2 障害者虐待防止法改正による体制整備	
I-2 障害者への虐待を防止するため障害者虐待防止法の改正について、特に学校・保育所・病院等を法の定義に入れた体制を望みます。また研修の機会を増やし、共に手を携えて虐待のない名古屋市になることを望みます。	障害者虐待防止法では、養護者、社会福祉施設従事者及び使用者による虐待については通報義務が規定されている一方、学校、保育所、医療機関等での障害者に対する虐待については、既存の法令により対応可能な部分があることや虐待行為かどうか判断をすることの難しさから、現在の規定内容になっていません。これを踏まえ、本市としては国の動向を注視するとともに、障害者が虐待を受けている状況が問題として市にあがってくるよう、障害理解や障害者支援の意識啓発及び研修等の機会提供に努めます。
3 改正障害者差別解消法による整備・改善	
I-3-(1) 改正障害者差別解消法が可決成立しました。名古屋市も同様に、民間事業者も合理的配慮の提供を義務付けるための理解推進に取り組んでください。市民・行政職員の知的障害者理解の啓発推進をさらにお願います。当事者理解のため「知的障害・発達障害疑似体験」等の研修の機会もご検討ください。	障害者差別相談センターにおける出前講座、今年度から開始する予定の障害者理解に関する講師派遣事業において、合理的配慮の提供や知的障害をはじめとした各障害特性への理解を進めてまいります。
I-3-(2) 学齢期の子どもたちに対しても、名古屋市障害者差別解消推進条例について学校教育で取り上げて推進してください。	障害特性の理解を深めるための動画による広報・啓発では、学齢期の子どもたちにも理解できる内容とすることにより、子どもたちへの啓発にもなるように取り組んでまいります。また、今年度から始める予定の障害者理解に関する講師派遣事業においては、教育との連携についても検討してまいります。
I-3-(3) どのような障害のある方でもわかりやすい情報(イラストや写真)の提供と障害特性に応じた合理的配慮をして下さい。	本市の障害者差別解消推進条例のガイドブックや障害理解に関する広報・啓発において、わかりやすい情報提供や障害特性に応じた合理的配慮の提供の啓発を図ってまいります。
I-3-(4) 行政窓口の対応もよくなっていますが、どの職員が対応しても障害のある人にわかりやすい配慮をお願いします。	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」に基づいた職員向けの研修を引き続き実施するとともに、本市の各部署で取り組んでいる合理的配慮の好事例を収集して全庁で共有することにより、各部署で配慮のある対応が取り組めるように努めてまいります。
I-3-(5) 名古屋城木造復元天守閣は、上りたい人誰もが上れる天守閣になることを望みます。	木造天守のバリアフリーにつきましては、現在、可能な限り上層階まで昇ることができるよう検討を続けており、引き続き当事者・有識者のご意見を聞きながらバリアフリーの実現を目指してまいります。
4 成年後見制度における被後見人主体の仕組みづくり	
I-4 成年後見制度の利用の促進に関する法律のもと、身上保護を重視した支援仕組みづくりをさらに充実して下さい。福祉との連携を図り、後見人が支援者の輪に加わって、被後見人を中心に置いたチームとしての支援をする方策をさらに進めてください。	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき令和2年3月に策定した名古屋市成年後見制度利用促進計画を推進する中で、権利擁護支援の必要な人の意思が尊重され、成年後見制度を自分らしい生活を実現するための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図り、地域課題の支援策の検討等を行う協議会をはじめとした様々な取組みを進めております。また、成年後見あんしんセンターを中心として、チーム会議等を通じ本人にとって適切な制度利用がされるよう、個別支援に引き続き取り組んでまいります。
II 障害児の療育・保育と教育の推進・充実	
1 早期療育の整備・推進と充実	
II-1-(1) 初診前サポートモデル事業の拡大の状況を教えてください。	初診前サポート事業につきましては、令和元年7月から東部地域療育センターにおいてモデル実施を行い、令和2年7月から同センターにおいて本格実施しています。令和3年7月からは、南部地域療育センターにおいて初診前サポート事業を開始しました。

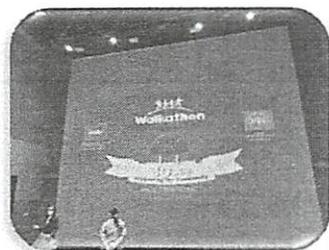
R3要望	R3回答
II-1-(2) 愛護手帳の判定や再判定の待機期間を短縮してください。	18歳未満に係る愛護手帳の判定は児童福祉センターで行っておりますが、希望者が増加してきていることから、令和2年度及び3年度に会計年度任用職員を増員し体制強化を図ったところです。今後も長期間お待たせすることがないように検討してまいります。
II-1-(3) 待機のない療育支援・相談支援体制の整備と共に地域療育センターを増設してください。	令和2年7月から、東部地域療育センターに地域支援・調整部門を新設し、地域支援機能の強化を図ったところです。今後、地域療育センターの地域支援・調整部門を順次拡大し、療育支援・相談支援体制の整備に努めてまいります。また、地域療育センターの増設につきましては、令和2年3月に策定した「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」に基づき、検討を進めてまいります。
II-1-(4) 発達に不安を抱える親子にとっていこいの家は、安心して通えたり情報交換や仲間作りをする大切な場です。親子の孤立を防ぐため、最低でも週2日以上開所できるよう助成をお願いします。	いこいの家事業につきましては、できるだけ身近な地域で支援を受けることができるよう全市に16か所の設置を目指しているところです。16か所に設置後、各いこいの家の実施状況を踏まえ、事業運営方法のあり方を検討するなかで、実施回数についても検討してまいりたいと考えています。
2 身近な地域での保育環境の実現	
II-2 すべての保育園に障害のある子どもを受け入れられるように整備してください。	障害のあるお子さんの保育所入所につきましては、集団保育を実施していく上での受け入れ体制の確保など、適切な保育を行う上で一定の制約があるところですが、今後とも、できる限り保護者の希望にお応えできるよう努めてまいります。なお、令和3年3月1日現在、全ての公立保育所99か所及び民間保育所等307か所で障害のあるお子さんを受け入れており、前年度と比較しまして23か所の増となっているところですが、引き続き民間保育所への働きかけに努めてまいります。
3 教育・家庭・福祉の連携と知的障害児の理解の推進、充実した学びの場の整備	
II-3-(1) 知的障害児・者の理解と啓発の授業を推進してください。生徒や教職員のためにも、「知的障害・発達障害疑似体験」なども授業に取り入れることをご検討ください。	知的障害・発達障害のある児童生徒の理解を促す教育について、今後も研究してまいります。
II-3-(2) 通常学級と特別支援学級の交流について、障害児の理解のために(例えば給食やレクリエーション等)様々な取り組みをご検討ください。	お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する交流及び共同学習について、教育課程上の位置付けやねらいなどを明確にし、計画的・継続的に実施するよう指導しております。
II-3-(3) 個別の教育支援計画は、保護者の参画が必要です。作成する際は、本人や保護者と目的等について話し合い、学校が必要と判断すれば第三者機関とも連携することをご検討ください。	本人や保護者と目的等について話し合い、必要に応じて、医療、福祉、労働等の関係機関と連携・協力を図っております。
II-3-(4) 障害のある子どもの充実した学びの環境整備のため、市立養護学校新設をご検討ください。	令和3年度に守山養護学校増築棟の供用を開始するなど環境整備を進めているところです。特別支援学校の新設につきましては、今後も設置義務のある県に要望してまいります。
II-3-(5) 市立高等養護学校新設についてその後の状況を教えてください。	若宮商業高校との併設による高等特別支援学校の開設に向けて設計を行っています。
III 地域で安心・安全な普通の暮らしを実現するための当事者を主体とした支援整備の推進	
1 新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式下での障害者支援体制の確立	
III-1-(1) コロナ禍において、障害者基幹相談支援センターの安否確認等支援事業を継続し、地域における障害児・者と家族の孤立を防ぐための対策をさらに進めてください。	安否確認等支援事業は令和2年度で終了いたしました。基幹相談支援センターを含めた関係機関と連携して、コロナ禍における地域の障害児・者と家族の孤立を防ぐための取り組みを引き続き進めて参りたいと考えております。
III-1-(2) 知的障害児・者にもわかりやすい新型コロナに関する情報の迅速な提供を望みます。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、市民一人ひとりに「新しい生活様式」が実践され、定着するように、市公式ウェブサイトや広報なごやだけでなく、SNSなど様々な媒体での広報を実施してまいりました。今後も、「ナゴヤコロナ対策ハートフルメッセンジャー」であるグランパスくんファミリーと連携した新型コロナ対策啓発動画の活用など、より身近でわかりやすい広報の実施に努めてまいります。
III-1-(3) コロナ禍において障害児・者やその家族が発症した場合の医療体制と障害児・者の個別支援を引き続きお願いします。	引き続き、患者の必要とする介助や障害特性へ配慮した受け入れ先(宿泊施設や医療機関)の調整に努めてまいります。
III-1-(4) ワクチン接種を希望する方が迅速に接種できるよう、接種券の発送や接種の予約について、障害に合わせた適切な配慮を実施してまいります。	ワクチン接種を希望する方が迅速に接種できるよう、接種券の発送や接種の予約について、障害に合わせた適切な配慮を実施してまいります。

R3要望	R3回答
2 住み慣れた地域で安心して暮らせる生活支援施策の整備・充実	
III-2-(1) 移動支援従事者を始め、障害福祉人材の不足が常態化しています。名古屋市第6期障害福祉計画における基本理念に「障害福祉人材の確保」が入りました。市は広報・啓発のみならず、障害福祉人材の確保をぜひお願いします。	人材不足が慢性化している現状においては、継続的な対策が必要であると認識しております。 障害福祉に興味をもっていただくきっかけ作りや人材の掘り起こしを目的として「障害福祉の仕事フェア」と題し行っている、講演会や障害福祉就職相談会等の開催、ガイドヘルパー養成研修の開催数確保及び受講促進等、今後も継続して人材確保に努めてまいります。
III-2-(2) GH利用者が、自宅に帰る時・自宅から作業所に行く時の移動支援利用は、社会生活上必要不可欠な外出として認めていただくようご検討ください。	グループホームの入居者が実家に帰省することは任意なものであることから、社会生活上必要不可欠であると判断することは難しく、本市においてはその他の外出として整理をさせていただいておりますので、ご理解賜われますようお願いいたします。
III-2-(3) 共同生活援助(GH)については、家賃について1万円の補足給付がありますが、地域によって年金では足りない場合もあるので、名古屋市単独の加算をご検討ください。	共同生活援助の補足給付につきましては、国の制度として月1万円を上限に給付しているところです。今後も国の動向を注視してまいります。
III-2-(4) 市民税非課税世帯の障害のある単身者に、GH家賃補足給付並みの補助をご検討ください。	低所得で単身生活をしている障害者に対しては、福祉向け市営住宅の入居募集を行い、低廉な家賃の住居確保に努めているところです。 令和2年度においては、合計109戸の障害者世帯を対象とする福祉向け市営住宅の入居者を募集しましたが、このうち単身生活の方も入居可能な住宅が47戸ございました。
III-2-(5) 公共交通機関の利用が困難な重度障害のある人や高齢障害者にとって、通所している事業所での現在の送迎加算では十分ではないので、市単独の送迎に対する補助金をご検討ください。	送迎加算については、適切な報酬単価となるよう、引き続き国に対して要望してまいります。
III-2-(6) 重度障害・強度行動障害の支援の充実は図られていますが、現実的にはケースによって受け入れてもらえない実態もありますので改善をお願いします。	本市においては、重度障害者等の受入に対する各種補助制度の実施や専門支援員の養成・派遣と事業所職員向けの研修等を総合的に行う強度行動障害者支援事業の実施等、重度障害・強度行動障害のある方への支援が円滑に行われるよう取組みを進めているところです。令和2年度には強度行動障害者の受入に必要な環境整備に対する補助制度を開始する等必要に応じた充実も図っております。 また、国庫補助を活用したグループホーム等の整備においても、地域生活支援拠点事業所や医療的ケアが必要な重度障害者や強度行動障害者の利用を可能とする受入体制を整えたグループホーム等を優先的な整備対象とする等、その設置促進にも努めているところです。 引き続き、皆様のご意見を賜りながら、重度障害・強度行動障害のある方が、円滑に必要な支援を受けられるよう取組みを進めてまいります。
III-2-(7) 高齢障害者や高齢になった親と暮らす障害のある人の状況を市として把握し、障害分野と高齢分野の連携による支援体制を確立してください。	障害者の重度化・高齢化が進む中で、支援者の介護スキルの向上や高齢者施策との連携、バリアフリー環境の整備は重要な課題ととらえています。 障害者が住み慣れた地域での生活を継続するため、国の動向を注視しつつ、必要な支援策について検討してまいります。
III-2-(8) 地域生活支援拠点について、障害者が住み慣れた地域で誰もが利用しやすい体制を整備してください。また障害者家族に地域生活拠点事業所の周知・広報をお願いします。	本市では、第6期障害福祉計画において、令和5年度末までに地域生活支援拠点事業所を市内16か所で実施する目標を掲げており、その達成に向けて引き続き整備を進めているところです。また、令和2年度には地域生活支援拠点事業のパンフレットを作成し、認定調査等の機会を捉えて配布する等、事業周知にも取り組んでいるところです。 今後も、各区の障害者基幹相談支援センターや自立支援連絡会等と連携し、効果的な周知に努めてまいります。 育成会様におかれましても、拠点の整備・運営にご参加いただき、是非ともお力をお貸しいただければと存じます。
III-2-(9) 障害者医療費助成を、市民税非課税を要件に愛護手帳4度まで拡大してください。	障害者医療費助成制度につきましては、愛知県の補助基準により重度・中度の障害者の方を対象として実施しており、さらに本市独自で、軽度の障害者の方へ対象を拡大することは困難と考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
III-2-(10) 重度知的障害や強度行動障害のある人たちが安心して入院・通院できる病院を整備してください。また、安心して入院・通院できる病院の情報を提供してください。	障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いとして、障害があることを理由に、正当な理由なく医療機関が診療を拒否することを禁止しています。 本市としては、今後も引き続き、医療機関を含めた事業者への障害理解の促進を図るとともに、障害者差別の解消に向けた取り組みを推進してまいります。

R3要望	R3回答
<p>Ⅲ-2-(11) 障害者の多様な生涯学習活動(スポーツ、芸術活動等)を支援する取り組み・体制の整備を充実させてください。</p>	<p>【スポーツ市民局】 現在、障害者の方が身近な場所で障害者スポーツに親しめるよう、障害者スポーツセンター、各スポーツセンター等において、障害者スポーツ教室を実施しております。また、市内特別支援学級(学校)にて運動実施研修を実施し、運動の楽しさを知ってもらう機会の提供に努めてまいります。</p> <p>【教員委員会】 生涯学習課では、障害者の生涯学習に関わる情報提供を関係各課に行ったり、名古屋市生涯学習情報サイト「Webナビなごや」において、生涯学習センター、図書館、スポーツセンター、文化小劇場、大学等が生涯学習情報を発信できる体制を整えたりしております。さらに、「Webナビなごや」では、受講者対象の項目に「障害者」等の選択肢を設けて、障害者の生涯学習に関する情報提供を行っております。</p> <p>今後も、引き続き多様な生涯学習活動を支援していきたいと考えております。</p>
<p>Ⅲ-2-(12) 障害者スポーツの振興を引き続きお願いします。西区役所跡地に障害者スポーツセンターの設置が検討されることは嬉しく思います。今後障害者をはじめ、誰もが利用しやすいセンターが整備されますようお願いしています。現在の進捗状況を教えてください。</p>	<p>東京2020パラリンピックの開催により、障害者スポーツへの関心が高まる中、より一層の障害者スポーツの振興のためには、障害者が身近な地域でスポーツに取り組むことができる環境整備が重要であると考えております。</p> <p>新たな障害者スポーツセンターの整備につきましては、令和3年度は、旧西区役所跡地を含めた市有地の比較検討及び建設候補地の選定など、検討に必要な基礎調査を行っております。また、関係団体の皆様のご意見もお伺いしながら、障害者スポーツセンターのあり方について検討してまいります。</p>
<p>Ⅲ-2-(13) 名古屋市独自の、障害者青年学級の予算の存続と上限年齢の撤廃をご検討ください。</p>	<p>本市の障害者青年学級は、他者との関わりや社会との関わりを通して社会の一員としての自己を確立していく時期といわれている青年期にある障害者に対して、「仲間やボランティアの人たちとともに学習やスポーツ・レクリエーションなどの集団活動を行うことや、地域社会と関わり交流することを通して、生きがいの発見、豊かな生活の構築、生きる力及び働く力を獲得し、社会の一員として活動する」ことを目的として、市内の団体、サークルに開設の補助を行っており、重要な施策であると認識しております。</p> <p>対象年齢につきましては、青少年教育の一環として位置付けて実施していることから、国が示す概ね30歳未満までのものという考え等を踏まえ、障害者青年学級や本市が設置する「青少年交流プラザ」で実施する事業等においては対象を34歳までとしております。</p>
<p>3 就労支援の推進・充実</p>	
<p>Ⅲ-3-(1) 名古屋市の知的障害者雇用状況を具体的にお示し下さい。</p>	<p>令和3年度現在の知的障害のある正規職員は9名、会計年度任用職員は43名となっております。</p>
<p>Ⅲ-3-(2) 名古屋市の知的障害者雇用(特に正規雇用)を引き続き拡大してください。</p>	<p>知的障害のある方々が安定して働き続けるためには、障害特性にあった職域の確保、職場における障害特性の理解や合理的配慮の提供といった環境整備を行うことが大切であると考えております。</p> <p>そのため本市では、各種障害特性の理解を深め、職域の確保につながるような取り組みを行ってまいりました。</p> <p>毎年8月には全ての局区室の人事担当職員等を対象に、障害者の就労支援機関の方や、知的障害者を配置している職場の方を講師に、研修会を開催しております。また、今年度は広く職員の障害者理解の促進に向けた取り組みとして、eラーニングの実施も予定しております。</p> <p>今後も、こうした取り組みを続け、本市の障害者活躍推進計画に基づき、知的障害者のみならず、障害者全体の雇用の推進に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>Ⅲ-3-(3) 名古屋市障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」の利用推進のための周知・広報をしてください。</p>	<p>名古屋市障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」につきましては、広報チラシを制作し、庁内の関係部局、国・県などの行政機関、市内の障害者施設や民間企業等に配布を行い、周知・広報を行っております。また、令和2年度には、公式SNSを開設し、新たな周知・広報に取り組んだところでございます。引き続き、効果的な広報に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>Ⅲ-3-(4) 就労に関する悩みや困った時の相談窓口を、知的に障害のある人にもわかりやすく広報・啓発し、就労定着支援を引き続きお願いします。</p>	<p>【健康福祉局】 本市におきましては、なごや障害者就業・生活支援センター、障害者就労支援センター(2か所)及び名古屋市障害者雇用支援センターの計4か所において、障害者の就業相談や職場定着支援等の就労支援と就労にかかる自己管理に関する助言等の生活上の相談・支援を一体的に実施しているところです。当該相談窓口について、広報チラシなどを活用し、庁内の関係部署や就労支援機関と連携しながら、引き続き、障害のある方にもわかりやすい広報に努めてまいります。</p> <p>【総務局】 名古屋市役所においては、障害のある職員に関する職務の選定や職場生活等の相談窓口として、令和元年12月より、各局区室の人事担当課に1名ずつ相談員を配置しております。</p> <p>また、障害者本人と職場の双方の支援を行うため、愛知労働局の職場適応支援(ジョブコーチ)といった制度も活用していただくことができます。</p> <p>こうした情報はインターネット上にも掲載しておりますが、各配属職場での周知にご協力いただくなど、様々な機会を捉え、分かりやすい伝え方を工夫し、周知・広報を行ってまいりたいと考えております。</p>

R3要望	R3回答
4 相談支援体制の推進・充実	
III-4-(1) 障害のある方の特性に応じた、わかりやすい情報提供や合理的配慮をした相談支援体制を充実させてください。さらに、高齢障害者の相談支援体制もさらに充実させてください。	各区の自立支援連絡協議会を活用した指定相談支援事業者に対する人材育成や、県等が実施している各種研修の受講促進を通じて、相談支援専門員の資質向上を図ります。
III-4-(2) 障害者基幹相談支援センターの相談支援体制を引き続き充実発展させてください。障害者基幹相談支援センターを公立での整備を再度ご検討ください。	【健康福祉局】 令和元年度から3年度にかけて、相談件数の増加や相談内容の専門化・複雑化による負担増に対応するため、人員体制の強化を実施いたしました。今後も必要となる予算を要求するなど相談支援体制の充実に努めて参ります。なお、基幹相談支援センターの業務は専門的知識、経験のある相談員の配置や地域の幅広いネットワークなど、障害者福祉の長年の各サービス事業所運営の経験と広く深い見識が必要不可欠であることから、現状公立での整備は困難であると考えております。 【子ども青少年局】 地域療育センターへの地域支援・調整部門の設置を進めることで、相談支援体制の充実に努めてまいります。
III-4-(3) 区役所、保健センターの相談支援と各区の障害者基幹相談支援センターの連携と協力をさらに強化してください。	各区の行政機関や関係機関で構成する自立支援連絡協議会において、地域課題の共有・協議を行うなど、引き続き、区役所、保健センター、障害者基幹相談支援センターの連携・協力の強化に努めていきます。
III-4-(4) 障害児の相談できる事業所が少ないので、地域の療育支援センターとの連携を図るなど充実させてください。	障害児のケースは家族の状況把握や家族支援の観点から家庭訪問が必須となっていること、発達が著しいことを踏まえた計画作成をする必要性があることにより障害者の相談支援と比べて負担が大きいことから障害児のケースを受け持つことができる相談支援事業所数が限られています。困難ケース等を事業所で受け持つことができるような整備について検討していきます。また、地域療育センターへの地域支援・調整部門の設置を進めることで、相談支援体制の充実に努めてまいります。
III-4-(5) 重度障害・強度行動障害のある人の支援と家族の悩みに対応できる相談支援の体制づくりをお願いします。	第6期障害福祉計画において、相談支援体制の充実・強化等を新たに成果目標として位置づけ、障害者基幹相談支援センターを中核とした総合的・専門的な相談支援の実施に取り組んで参ります。 また、市自立支援連絡会で「強度行動障害のある方の支援に係る事例集」を作成する取り組みを展開するなど相談支援の質の向上に努めております。
5 防災対策の推進・充実	
III-5-(1) なごや市民総ぐるみ防災訓練や名古屋市水防訓練につきまして、要配慮者やその家族が参加する訓練を推進するとともに、要配慮者の方々が参加していただきやすいような訓練内容となるよう努めてまいります。	なごや市民総ぐるみ防災訓練及び名古屋市水防訓練につきましては、要配慮者やその家族が参加する訓練を推進するとともに、要配慮者の方々が参加していただきやすいような訓練内容となるよう努めてまいります。 安否確認訓練や地域での指定避難所開設・運営訓練等において、迅速な福祉避難スペースの設置や要配慮者用受付から避難スペースまでの安全な誘導、視覚・聴覚の障害がある方にも分かりやすい情報提供などをメニューとした訓練を実施するなど、要配慮者の方を含め、今後もより多くの方が訓練にご参加いただけるよう取り組んでまいります。
III-5-(2) 指定避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編を周知し、それに基づく訓練を実施してください。	指定避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編を解説した市民向け啓発動画を作成し、マニュアルとともに市公式ウェブサイトに掲載しております。啓発動画につきましては、市公式ウェブサイトだけでなく、地域の講習会等の場においても視聴できるよう工夫するなど、引き続き、地域住民に対する周知を図ってまいります。 また、地域住民や市職員への習熟を図るため、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を実施するなど、避難所運営に携わる地域住民及び避難所運営支援に携わる市職員に対して、訓練の実施に継続して取り組んでまいります。
III-5-(3) 福祉避難所を拡充するため、民間の宿泊施設もお考えください。福祉避難スペースの確保、拡充をお願いします。	現在のコロナ禍においては、感染症対策の観点からも、より多くのまた多様な避難先の確保が重要であるため、昨年度から、民間の宿泊施設を福祉避難所として活用することとし、市内で宿泊施設を運営する法人と協定を締結して、発災時に備え準備するとともに、今後とも福祉避難スペースを含め、確保・拡充に努めてまいります。
III-5-(4) 要配慮者への実際の支援に役立てるため、行政や地域の方々に向けて障害特性について知っていただく機会をご検討ください。	障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック「こんなときどうする」を本市の職員研修や民生委員研修の中で紹介することなどにより、障害特性の普及啓発に取り組んでまいります。

2021第30回ウォーカソン国際チャリティーフェスティバルのご寄付をいただきました! 本当にありがとうございます!!

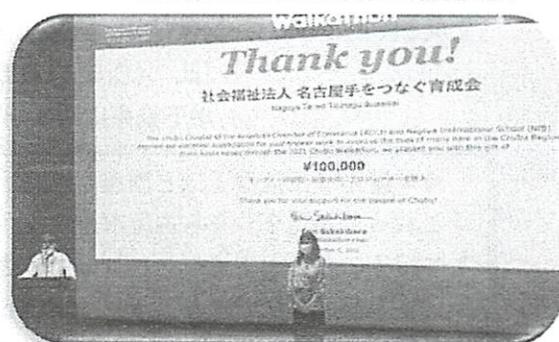


11月2日(火)に名古屋国際学園において、みだしのフェスティバルの寄付金目録贈呈式に出席させていただきました。この事業は5月23日(日)に、在日米国商工会議所(ACCJ)中部支部と名古屋国際学園



(NIS)様によって実施された第30回記念のウォーカソン国際チャリティーフェスティバル(オンライン開催&ウォーク等)の収益によりご厚志を寄せていただいたものです。会場では国際学園の生徒さんが案内や司会を一生懸命にしてくださったのが印象的でした。

当会では、いただいた寄付金10万円によってプロジェクトを導入し、研修会等に活用させていただきます。心より感謝申し上げます。



天神山と桜山いこいの家ティー&トークを開催しました!!

10月27日天神山いこいの家、10月28日桜山いこい家のティー&トークを行ないました。

ご参加のお母さんは、どの方も「いこいの家を利用して子どもの言葉の数が増えたり、小人数の集団に慣れて遊べるようになってきた」と子どもの成長を喜んでいらっしゃいました。

◎いこいの家を知ったきっかけは?

保健センターが保護者と定期的な連絡をとり紹介するケースが多く、また子どもの発達を心配するお母さんは、自分から区役所や子育てサロンなどに出向き、いこいの家の情報を得たようです。

◎いこいの家を利用して、良かったこと!

- ・子どもの言葉が増えたり、集団に慣れて成長してきている。
- ・他のお母さんと子どものことについて相談できる。
- ・地域の保育園や幼稚園などいろいろな情報を知ることができる。

◎療育センターの初診は?

- ・子どもの成長が心配な時に相談しても、2~3ヶ月待ちだった。心配な時にすぐに相談できるとありがたい。

◎いこいの家の回数について?

- ・兄弟は、週3回通っていましたが、現在週2回です。これ以上少なくなったら、居場所がなくなってしまいます。子どもの発達のためにこれ以上少なくしないでほしいです。

◎いこいの家を充実させることが、子育てや発達に不安な保護者にとっては大切だと思いました。



名古屋手をつなぐ育成会生活支援センター相談事業のご案内

☆育成会相談室 悩みやご相談のある方ご利用ください。電話相談もしくはお電話の上ご来館ください。

生活支援センター長 山崎 梅治			
相談内容	開設日	担当	時間
権利擁護・差別虐待・成年後見推進事業・ 福祉サービス苦情解決、その他	毎週月～金曜日	当法人役員等	10時～16時

☆社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 事務局

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮四丁目4番5号

TEL (052)671-6211 (代) FAX (052)671-6214

☆中川区障害者基幹相談支援センター お気軽にのぞいてみてください。(市内どこからのご相談も受け付けます。)

開設日・時間 月～金曜日 第2・4土曜日 (9時～19時)

〒454-0869 名古屋市中川区荒子一丁目141-1 奥村マンション1階

TEL (052)354-4521 (直) FAX (052)354-2201

地下鉄東山線高畑駅3番出口徒歩8分・あおなみ線荒子駅下車西へ徒歩8分

今年度も「生活なるほど講座」を企画し、それぞれに講師の方をお願いしておりました。6月には「これって差別？」を名古屋市差別相談センターの方にお越しいただき、感染対策で人数を減らしたりして行うことが出来ました。コロナも落ち着き11月には「わたしのお金の上手な使い方、守り方」を感染対策を行い開催できるようになりました。コロナウイルスの状況にもよりますが、1月には「選挙に行こう」も予定しております。興味がある方は、中川区障害者基幹相談支援センターまでお問い合わせください。

行って見て聞いて

Information

名古屋市東山動植物園に行ってみませんか？

感染症拡大予防のために一般では事前予約が必要なところ、障害者手帳を持っている方（介護者2名まで含む）、市内在住の65歳以上の方、年間パスポートをお持ちの方は、事前予約なしで入園できます。昼間だけでなく、夜のライトアップも予定され混雑の少ない中での散策が楽しめるのではないのでしょうか。

対象期間：もみじ狩り 開催日：12月5日(日)まで

紅葉ライトアップ 開催日：11月19日(金)・24日(水)・25日(木)・26日(金)



東山動植物園再生プランの取り組みとして、令和2年度重要文化財温室前館を整備、令和3年度にはアジアゾーン、花と緑のふれあいゾーン、令和4年度にはアメリカゾーンの整備を終る予定です。

各区・各会

東区手をつなぐ育成会

はじめまして東区手をつなぐ育成会です

皆さん、このリーフレット、ご存知ですか。今年、育成会のことを知っていただくため作成されました。本部で作成されたリーフレットに各区のPR用紙を差し込んでいます。会長さんがリーダーとなり、区の特長が活かされた物が作られました。東区シンプル・イズ・ベストのチラシです。他の区は写真あり、文章ありのステキなチラシがいっぱい作成されています。まだ、ご覧になっていない方は、自分の区がどんなチラシなのかぜひ見て、お誘いしたい方にお渡し下さいね。

東区手をつなぐ育成会

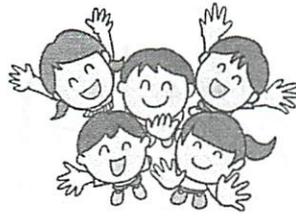
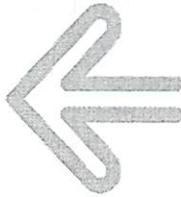
こんにちは
名古屋手をつなぐ
育成会です！

わたしたちは
知的に障害のある人とその家族
そして支援者の会です

知的に障害のある人が
その人らしく生きられるように

障害のある人もない人も誰もが
穏かで安心・安全な
ふつふつの暮らしができるように

いっしょに考えましょう



はじめまして
東西寺モトバ育成会
です

私達は東区内で支部
として活動しています

〈会員から一言〉

- ・お泊りは皆で話せば心が
軽くなるよ
- ・いっしょに経験者がいっ
つて頼もしい(経験者の語り)
- ・毎月の月例会後のランチが
楽しみ
- ・笑いのあふれる会です
- ・新しい情報紙、知恵が
てきす

とにかく一度月例会に
お越し下さい
お待ちしております！

〈年間の主な活動〉

- 毎月の月例会
- ぼんやかまつり・ひがし
- 安のフェスティバル
- ふれあい教室
(料理・フライングディスク)
- クリスマス会
- 新年会
- 区長要望

〈連絡先〉

東西寺モトバ育成会
TEL 052-671-6211

桜山グループホームの生活

桜山グループホーム

桜山グループホームは現在 8 名の方が在籍し、ホームでの生活を送っています。日中の過ごし方は作業所に通う方、会社へ通勤される方と様々です。

今年は利用者さんの入れ替わりに加えて世話人が替わったこともあり、お互いが慣れない環境の中、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言も重なってしまいました。感染症対策のため食事時間の分散やこまめな消毒の徹底など利用者さんそれぞれにお願いすることも多く、不便を感じることもあったと思います。そのような中、少しでもホームでの生活を楽しく感じられるよう、密にならない人数を踏まえ定期的に DVD 鑑賞を行っています。



また、自室で過ごす時間が充実したものになるようにと家具などの買い物支援を積極的に行いました。

コロナ禍の生活は続きますがその中でもできることを考え、みんなで協力して楽しいホーム生活を送ることができればと思います。

桜山グループホーム 石垣



本人参加のページ



中川区手をつなぐ育成会

“新型コロナウイルス感染の収束を願う”

ながび ころな か まいとし たの かつどう かな ざんねん
長引くコロナ禍で毎年おこなっていた楽しい活動がなかなか叶えられず残念です。

でも、新型コロナワクチン接種や皆さんがウイルス対策をしっかりと実行しているの...
はありますが希望の光が見えてきています。その人らしい居心地の良い新たな日常がスタートする非を願い...

Handwritten notes in speech bubbles: 'バスハイウェイに行きたい', 'カラオケに行きたい', '仲間とカラオケ', 'フライイングデイスワ、カラオケバスハイウェイに行きたり♡', '仕事と仲間とカラオケ', '山田 彦', '明日香', '仲間とあつかけ健太', '伊藤 真実', '高橋 三佐登'.

Table with 3 columns: Activity Name, Date/Time (12月), Date/Time (1月). Rows include: 支部活動対策部, 会長会, 広報啓発委員会, 会報編集, 下記の学習部会は、会員さんどなたでもご参加できます., そだつ・はたらく部会, くらす・まもる部会, 支援プロジェクト部会.

表紙について 【 秋の旅行は宇宙？ 】
作業所の秋の旅行、かかみがはら航空宇宙博物館での1枚です。
観光バス車内での自作フォトフレームは、秋らしいシールを貼り、素敵な思い出の1枚となりました。
— 千種区手をつなぐ育成会 蔦野 大地さん —

10月*名古屋手をつなぐ育成会会議等

- 5日(火)・支部活動対策部 於3階ホール
 7日(木)・第1回事業推進会議 於第1会議室
 ・広報・啓発委員会 於第1会議室
 8日(金)・ジョブサポートセンターbeing 桜山指名競争
 入札 於3階ホール
 11日(月)・そだつ・はたらく部会 於3階ホール
 ・広報・啓発委員会 於第1会議室
 14日(木)・広報・啓発委員会 於第1会議室
 21日(木)・10月期会長会 於3階ホール
 ・支援プロジェクト部会打ち合わせ
 於第1会議室
 26日(火)・GH世話人会議 於3階ホール
 ・センター長・管理者会議 於第1会議室
 27日(水)・天神山いこいの家ティー&トーク
 於天神山いこいの家
 28日(木)・桜山いこいの家ティー&トーク
 於桜山いこいの家

*各区・各会行事

- 9日(土)・港区育成会 さつまいもの収穫
 於東海市の畑
 ・南区育成会 南区民まつり パフォーマンス
 動画撮影会 於南区社会福祉協議会
 10日(日)・北区育成会 交流会Aブロック メッセージ
 カード作り・ボールゲーム
 於名古屋市総合社会福祉会館
 14日(木)・千種区育成会 幼児部コアラの会
 於乗西寺
 21日(木)・瑞穂区育成会 “その人を理解する”事例検
 討会 於総合リハビリセンター
 22日(金)・天白区育成会 10月定例会
 於天白区役所
 23日(土)・天白区育成会 絵画教室
 於ホワイトエンジェル
 25日(月)・名東区育成会 10月例会
 於障害者スポーツセンター
 ・西区育成会 地域生活支援拠点事業説明会
 於西区役所
 ・名東区育成会 DVD上映及びおしゃべりの
 会 於障害者スポーツセンター
 26日(火)・瑞穂区育成会 令和3年度10月期定例会
 於サポートセンターbeing 瑞穂

- 27日(水)・中川区育成会 区長要望について意見交換
 於中川区役所
 28日(木)・守山区育成会 10月定例会
 於守山区役所
 ・千種区育成会 10月例会
 於善林寺
 ・南区育成会 ZOOM学習会
 於南生涯学習センター
 ・南区育成会 10月会員定例会
 於南生涯学習センター
 29日(金)・千種区育成会 地域福祉のすすめ
 於名古屋国際会議場白鳥ホール
 31日(日)・千種区育成会 募金活動
 於東山公園駅

*他団体関係事業・行事

- 18日(月)・名古屋市東山動植物園現地視察
 於東山動植物園
 濱田副理事長、木崎理事出席
 20日(水)・名古屋市発達障害者支援体制整備検討委
 員会 於名古屋市役所
 濱田副理事長出席
 25日(月)・支援プロジェクト部会 知的障害者理解
 のための授業
 於セントラルビューティストカレッジ
 濱田副理事長、宮原理事出席
 26日(火)・名古屋城に関する説明会
 於育成会福祉会館
 山寄理事長、古川常務理事、
 宮原理事出席

訃報

サポートセンターbeing 小本利用者
 水谷 邦子 様 享年57歳
 令和3年10月25日 ご逝去
 亡き方のご冥福を
 心よりお祈り申し上げます

12月3日～9日は障害者週間です。

「障害者週間」 記念のつどい

～障害のある人もない人も共に生きる社会～



12/5日 | 入場無料 | 先着250名
※事前申込先着順

映画

あん

たくさんの涙を超えて、
生きていく意味を問いかける

シーンボイス字幕付き



©2015映画「あん」製作委員会 / COMME DES CINEMAS / TWENTY TWENTY VISION / ZDF-ARTE

講演

相模原障害者

無差別殺傷事件から5年を経て ～障害のある人と共に暮らす社会とは～

講演者：尾野 剛志 氏 (被害者家族)

とき

令和3年12月5日

[開場 12:00 / 開演 12:30]

場所

名古屋市公会堂4階ホール

名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号

主催

名古屋市・障害者と市民のつどい実行委員会

お問い合わせ

名古屋市身体障害者福祉連合会 名身連事務局

TEL 052-682-0878 FAX 052-671-3124

メール jimukyoku@meishinren.or.jp



【市バス】「鶴舞公園前」下車、徒歩3分。
【地下鉄】鶴舞線「鶴舞駅」下車、4番出口より徒歩2分。
【JR】中央線「鶴舞駅」下車、徒歩2分。

※手話通訳・要約筆記、点字プログラム、拡大版プログラム、
ルビふり版プログラム、車いす席の用意があります。(内容に
よっては手話通訳や要約筆記がつかないことがあります。)
※公共交通機関をご利用ください。

必ずお読みください

- ・先着順座席指定となります。
- ・新型コロナウイルス感染予防対策に伴い参加者1名あたり1枚の参加申込票の提出をお願いします。介助者が必要な方は参加者から責任をもって介助者の方にご連絡ください。
- ・マスクの着用は厳守してください。(障害によるマスク着用が難しい場合は、個別でご相談に応じます。)
- ・今後の新型コロナウイルス感染状況により中止する場合があります。中止の場合は『ウェルネットなごや』に掲載されます。ご確認の上ご来場ください。
- ・参加可能な場合は、11月28日までにハガキを郵送します。
- ・ハガキが届かない場合はご連絡ください。
- ・ハガキは当日必ずご持参ください。

11/11
受付開始

参加

社会福祉法人AJU自立の家 わだちコンピュータハウス 担当：津田、大島

FAX 052-841-1015 メール tsudoj@aju-cil.com

申込先

(FAX・メールでの申込が難しい方のみ 電話：052-841-9888/10時～16時)